

**「岡山県困難な問題を抱える女性支援計画（仮称）素案」に対する
県民意見等の募集結果について**

令和5年11月15日から令和5年12月15日までの間、「岡山県困難な問題を抱える女性支援計画（仮称）素案」について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、御意見等を募集したところ、14人・1団体から92件の御意見等を頂きました。

これらの御意見等について、要旨が同じものを集約した上で、県の考え方を掲載しておりますので御覧ください。貴重な御意見等ありがとうございました。

1 全般／3件

番号	御意見等（要旨）	県の考え方
1	「女性相談支援員の拡充」、「研修の充実」、「民間団体との協働・連携」等を取り入れていることに賛成だ。	御意見ありがとうございます。しっかりと取り組んでまいります。
2	「貧困」と「経済的困窮」の同類語が「貧困・経済的困窮」のようにひとまとめで表現にされていたり、「貧困」、「経済的困窮」と別々で表現されていたりする。 「健康」については、「健康」と「心身の健康」がある。 違いは何か、整理してほしい。	「貧困」と「経済的困窮」はどちらも同じ意味であるため、「貧困・経済的困窮」及び「貧困」を「経済的困窮」に修正します。 「健康保険」については、固有名称であるため修正しませんが、「健康」は「心身の健康」のことですので、「心身の健康」に修正します。
3	女性相談員の方も継続して働けるために、相談員の雇用環境も整えていただきたい。	どのようなことができるのか、検討してまいります。

2 計画の基本的な考え方（第1章）／5件

番号	御意見等（要旨）	県の考え方
4	<1計画の趣旨>P1 計画の「趣旨」というより実現を目指して「目的」として掲げてほしい。	「1 計画の趣旨・目的」と修正します。
5	<1計画の趣旨>P1 単に「女性の抱える問題」ではなく、我が国においては今なお男女平等へと社会が進んでおらず、特に社会的・経済的に男女の格差が大きいゆえに困難な状況に追い込まれる又は困難な状況から脱却することが難しいという社会	「困難な状況に追い込まれる又は困難な状況から脱却することが難しいという」点については、「（1）女性を取り巻く現状」において、記載していますので、追記は行いません。 なお、番号6で男女平等の趣旨を明確にしています。

	的背景があることを明文化してほしい。	
6	<p>< 1 計画の趣旨>P1 「心身の状況に応じた適切な支援を包括的に提供し、<u>女性の人権の擁護、男女平等により女性が</u>」 計画の趣旨が明確になるため、下線部分を追加してほしい。</p>	<p>以下のとおり修正します。 「心身の状況に応じた適切な支援を包括的に提供し、<u>女性の人権が擁護され、男女平等により女性が</u>」</p>
7	<p>< 4 計画の見直し>P1 検討には、実施調査の他、県民の人権意識の醸成のための意識調査なども盛り込んでほしい。</p>	<p>検討の際にどのような調査が必要かについては、今後、検討していきたいと思えます。</p>
8	<p>< 4 計画の見直し>P1 県計画の見直しに当たっては、国からの情報や県のウィズプランの調査研究を参考にして、3年をめどに、計画に定めた施策の進捗状況の確認と計画の点検評価をし、計画を見直してほしい。</p>	<p>国等の情報も参考にしながら、計画に定めた施策の数値目標の進捗状況について1年ごとに確認していく予定です。また、計画の中間見直しについては、国の状況や必要に応じて検討してまいります。</p>

3 現状及び課題（第2章）／19件

番号	御意見等（要旨）	県の考え方
9	<p><（1）女性を取り巻く現状>P2 単に「女性の人権の擁護」ではなく、これまで不平等であった女性の人権の回復及び擁護が必要である旨を明文化してほしい。</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の基本理念であることや擁護することにより回復につながると考えられることから、修正しません。 なお、番号6で人権の擁護及び男女平等の趣旨を明確にしています。</p>
10	<p><（1）女性を取り巻く現状>P2 暴力は重大な人権侵害であることを明記してほしい。</p>	<p>以下のとおり修正します。 「<u>重大な人権侵害である配偶者からの暴力</u>」</p>
11	<p><（1）女性を取り巻く現状>P2 自立支援等の視点について、「自立」という言葉が各所に散見されますが、「自立」にも色々あるかと思えます。「自立」の定義について説明があれば分かりやすいのではと思う。</p>	<p>P17の「（8）自立支援」において、自立の定義及び具体的な支援について記載していますので、追記は行いません。</p>
12	<p><（1）女性を取り巻く現状>P2 職業的自立のために「キャリア発達」</p>	<p>P18（8）自立支援⑤経済的自立に向けた支援の項目に経済的自立に向けた支</p>

	の視点で関わっていくことを提案する。	援について記載していますので修正は行いませんが、ご提案の趣旨も含め、個人の状況に応じて関わるものと考えます。
13	<（１）女性を取り巻く現状>P2 「女性の人権の擁護・福祉の増進や」の「福祉の増進」は具体的に何を意味するのか。	困難な問題を抱えた女性が、自身の置かれた状況やニーズに応じて包括的な公共サービスを受け、安全かつ安定した生活を送ることを意味します。
14	<（１）女性を取り巻く現状>P2 最近、特に若年女性がホストクラブにおいての高額な売掛金のために売春を行っていることが問題として取り上げられている。計画の現状部分においても、悪質なホストクラブに苦しんでいる女性についても言及していただき、県として、その問題について対策する姿勢を明確にしていきたい。	以下のとおり修正します。 P2に「なお、コロナ禍の影響が一段落した直近では悪質なホストクラブ問題（*1）が新たに発生しています。」及び「（*1）悪質なホストクラブ問題：高額な利用料金の売掛による借金を背負い、その返済のために売春する等の問題」を追記します。 また、P15（３）相談支援①相談支援の項目に悪質なホストクラブ問題等に対する支援策を追記します。
15	<（１）女性を取り巻く現状>P2 「特に、非正規雇用労働者の不安定な雇用環境など経済的困窮につながる影響が生じ、」の「など」の部分について、「などは」とした方が原因と影響がわかりやすいのではないかと。	ご意見のとおりに修正します。
16	<（１）女性を取り巻く現状>P2 非正規雇用などは若年女性だけでなく、女性全体に影響していると考えるので、以下の文章が適切ではないかと。 「さらに、コロナ禍の影響で、女性が抱える困難はより大きくなり、深刻さを増していると言われていています。特に、非正規雇用労働者の不安定な雇用環境など経済的困窮につながる影響が生じ、女性はこのような影響が男性よりも収入・人間関係・育児・婚姻等に直結することから、不安の増加につながりました。コロナ禍では、女性の自殺者数の増加も見られましたが、その要	非正規雇用などは若年女性だけでなく、女性全体に影響しているという点についてはご指摘のとおりでありますが、ご指摘の部分については、特に若年女性の記述に関する部分であるため、修正しません。

	<p>因の一つにはこうした問題もあると言われてています。」</p>	
17	<p><（１）女性を取り巻く現状>P2 包括的な支援が今回の目玉であるので、以下の下線部分を追加してほしい。 「あるいは抱えるおそれのある女性の<u>包括的な支援施策を推進し</u>」</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
18	<p><③相談状況>P6 注)「○ DV 相談件数の推移」の「DV」の部分について、他の記述にならない、大文字がふさわしいと思う。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
19	<p><（４）民間団体の現状>P8 シェルターの説明について、以下の文章を追加し、項目を２つにしてほしい。 「２ 妊娠し居場所のない女性の緊急一時避難所として一時的に提供される施設」</p>	<p>以下のとおり修正します。 「（＊１）シェルター：DV被害や<u>予期せぬ妊娠</u>、<u>帰住先がない等の方のための緊急一時的に避難できる施設</u>」</p>
20	<p><（４）民間団体の現状>P8 下線部分を追加してほしい。 「性暴力・性被害、妊娠」→「性暴力・性被害、<u>望まない危機的な妊娠</u>」</p>	<p>以下のとおり修正します。 「性暴力・性被害、<u>予期せぬ妊娠</u>」</p>
21	<p><（４）民間団体の現状>P8 「（＊１）シェルター：暴力から逃れてくる被害者と同伴者のための緊急避難場所として一時的に提供される施設」の「緊急避難場所」という表現がとても気になります。災害時の避難先や措置施設のようにも思えます。「暴力から逃れてくる被害者と同伴者のための緊急避難場所として」という部分を「暴力から逃れてくる被害者と同伴者のために、一時的に居所を必要とする方へ提供される支援施設として、」としてはどうか。</p>	<p>番号 19 と同様の記載に修正します。</p>

22	<p><①相談窓口の周知>P8 「児童虐待の陰にDVあり」ではなく、「DVのある環境に育つ児童には虐待あり」とはっきり記述してほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうことは、子どもに対する心理的虐待にあたりますが、ここは女性相談窓口の周知に関して記載している部分であるため、文章の修正は行いません。</p>
23	<p><①相談窓口の周知>P8 最近の知見では、DVという「暴力のある環境」で育つことが児童に深刻な影響を及ぼし、児童の将来において「暴力の連鎖」を生みやすいことが分かっている。DVは児童虐待を生む温床である。</p>	<p>番号 22 と同様の回答です。</p>
24	<p><②女性のニーズに応じた一時保護委託先の確保>P8 「選択肢を増やすことは、一時保護後の自立に向けての回復支援にも繋がります。」について、当事者が本来持っている力を取り戻す重要な支援であるため、下線部分を追加してほしい。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
25	<p><③一時保護所退所後の支援>P9 暴力被害に遭った女性は社会的・経済的・身体的・精神的に大きく力を削がれており、急性期を乗り越えた後すぐに自立へと向かえる力が尽きていることが往々にして見られる。危険な環境から離脱してから自立に至るまでには想像を絶する回復の過程がある。「中長期にわたる回復支援」を重視してほしい。</p>	<p>中長期にわたる回復支援にもしっかりと対応してまいります。</p>
26	<p><④民間団体との協働>P9 「今後は、公的機関と民間団体が互いの特徴や強みを知り、<u>対等な支援機関として位置づけ、支援を</u>」について、協働の理念はあったが「<u>対等でない機関</u>」として取り扱われていたことが支援を必要とする当事者には不平等な支</p>	<p>以下のとおり修正します。 「今後は、公的機関と民間団体が互いの特徴や強みを知り、<u>対等な立場で協働しながら、支援を必要とする女性が自らの状況やニーズに合わせて支援を受けることのできる仕組みづくりが重要です。</u>」</p>

	援となり支援者には不満感があったため、下線部分を追加してほしい。	
27	<p><④民間団体との協働>P9</p> <p>公的機関の果たす平等と、民間団体に蓄積されている経験・知見が最大限活かされるような仕組みづくりには、行政と民間の対等な関係性が求められている。</p>	番号 26 と同様の回答です。

4 計画の内容（第3章）／39 件

番号	御意見等（要旨）	県の考え方
28	<p><②支援のあり方>P10</p> <p>「困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、<u>その性に起因して</u>困難な状況に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等に資することが求められています。」の下線部分について、「その起因として」に修正し、女性であることにより、困難な状況に陥りやすいことを強調してほしい。</p>	「その性に起因して」との表記で、女性であることにより困難な状況に陥りやすい文脈となっておりますので、修正はしません。
29	<p><②支援のあり方>P10</p> <p>「行政機関のみでは実施が難しい支援を行っている民間団体とは<u>対等な関係</u>で協働に努めます。」について、新法では、行政と民間の対等な関係を位置づけられているため、下線部分を追加してほしい。</p>	<p>以下のとおり修正します。</p> <p>「行政機関のみでは実施が難しい支援を行っている民間団体と<u>対等な立場</u>での協働に努めます。」</p>
30	<p><③支援の考え方>P10</p> <p>「本人の立場に寄り添って、相談やアウトリーチ等による発見から相談」の「寄り添って、相談や」の部分について、「寄り添った相談や、」としてはどうか。</p>	ご意見のとおり修正します。

31	<p><ア機能強化等>P11</p> <p>「医師による医学的指導」の部分の記載が抽象的でわかりにくいので、具体的に記載してほしい。</p>	<p>以下のとおり修正します。</p> <p>「女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応じ、相談機関の紹介を行うほか、その女性や同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護を行います。また、心身の健康の回復を図るため、医師による面接や助言等の医学的援助を行うとともに、困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅確保等の制度利用や、居住して保護を受けることができる施設の情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行います。」</p>
32	<p><ウ市町村の女性相談窓口との連携>P11</p> <p>市町村によって女性相談窓口の名称や所管部署が異なるが、困難な問題を抱える女性が容易に相談でき、関係機関との連携を円滑にするためにも各市町村の相談窓口の明確化と周知に関する支援と助言を計画に含めるべきと考える。</p>	<p>計画策定後に窓口が変更になる場合もあり、計画への追記までは行いませんが、各市町村の相談窓口の明確化と周知については重要であると考えており、ホームページ等への掲載など様々な方法を検討してまいります。</p>
33	<p><ウ市町村の女性相談窓口との連携>P11</p> <p>「女性の安全の確保及び<u>支援を必要としている女性のための負担軽減と</u>」について、誰のための負担軽減なのかを明確にするために、下線部分を追加してほしい。</p>	<p>以下のとおり修正します。</p> <p>「女性の安全確保、<u>負担の軽減及び二次被害を防止するため</u>、相談共通シートを活用し、」</p>
34	<p><エ休日・夜間相談>P12</p> <p>休日相談は民間団体へ委託をしていると聞いているがその記述を加えられたい。</p>	<p>以下のとおり修正します。</p> <p>「県内の配偶者暴力相談支援センターなど」を「県内の配偶者暴力相談支援センターや民間団体など」に修正します。</p>
35	<p><ア女性相談支援員>P12</p> <p>「<u>困難な問題を抱える女性の意思を尊重して、その女性の困難な問題解決に向けて的確な情報提供をし、意思決定</u></p>	<p>以下のとおり修正します。</p> <p>「困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、丁寧なヒアリングによるアセスメントを</p>

	を支援します。」について、女性に必要な情報提供が重要な役割であるため、下線部分を追加してほしい。	実施するとともに、自立を促進するための十分な情報提供を行い、困難な問題を抱える女性の意思決定を支援します。」
36	<p><ウ研修の充実>P12</p> <p>「<u>それぞれ担当する地域の福祉施策による実務的な研修を実施することにより、</u>」について、問題を抱える女性には福祉制度が使いにくいなどの難関があった。誰でも必要な福祉制度を利用できる支援の技量が必要であるため、下線部分を追加してほしい。</p>	<p>支援の技量が必要だということは、ご指摘のとおりですが、資質向上について記載しているため、追記は行いません。</p> <p>引き続き相談支援員の資質向上に努めてまいります。</p>
37	<p><④関係機関>P13</p> <p>関係機関などの中に「市町村、他の相談機関」も入れてほしい。</p>	<p>市町村については、P11の「ウ市町村の女性相談窓口との連携」部分で記載していることから追記しません。</p> <p>他の相談機関については、以下のとおり修正します。</p> <p>「福祉事務所、児童相談所、保健所、<u>地域包括支援センター、医療機関、職業紹介機関、国際交流センター、教育機関、警察、日本司法支援センター（法テラス）、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなど</u>」</p>
38	<p><④関係機関>P13</p> <p>必要な関係機関として、「国際交流窓口（外国人支援）」、「地域包括支援センター（高齢者支援）」を追加してほしい。</p>	番号37と同様の記載に修正します。
39	<p><⑤女性自立支援施設（旧婦人保護施設）>P13</p> <p>一時保護所を退所後も相談を受けることはあるが、自立支援施設としての中長期的な支援や心理療法担当職員や嘱託医師等による医学的・心理的な援助は行われていないように思われるので、文章を整理されるように求める。</p> <p>後段は、今後のことが書いてあり、この部分を生かしてはどうか。</p>	女性相談支援センターでは、自立に一定の期間を要する女性について、民間団体と連携しながら、様々な支援を行ってきておりますので、修正は行いません。

40	<p><⑤女性自立支援施設（旧婦人保護施設）>P13 「その生活を支援し」について、「その生活と心身の健康を支援し」にしてほしい。</p>	<p>同項目の第2段落目に「女性の心身の健康の回復を図りながら」との表現があるため、修正は行いません。</p>
41	<p><⑤女性自立支援施設（旧婦人保護施設）>P13 「切れ目のない一貫した支援を民間団体とも連携しながら行うとともに退所後もアフターケアとして見守り支援を行っていきます。」について、下線部分を追加してほしい。</p>	<p>以下のとおり修正します。 「切れ目のない一貫した支援を民間団体とも連携しながら、<u>緩やかにつながり続ける支援を行います。</u>」</p>
42	<p><③民生委員・児童委員等との連携>P14 「啓発資材の配布や、<u>周知徹底のために研修会の開催・参加を通じて、理解を深め、支援調整会議への出席により情報の共有と連携を強化していきます。</u>」について、下線部分を追加してほしい。</p>	<p>以下のとおり修正します。 「啓発資材の配布や、<u>研修会等への参加を通じて、理解を深め、さらなる連携の強化を図ってまいります。</u>」</p>
43	<p><①相談支援>P14 相談支援について、妊産婦からの相談について、おかやま妊娠・出産サポートセンターや、妊娠相談支援事業を行っている民間団体などと連携して支援するよう、記載してはどうか。</p>	<p>以下のとおり追記します。 「また、妊産婦からの相談については、おかやま妊娠・出産サポートセンターや、妊娠相談支援事業を行っている民間団体などと連携し、適切に支援します。」</p>
44	<p><①相談支援>P14 妊娠についての項目がないため、「望まない妊娠により社会的危機に陥った方への相談支援」という項目を追加してほしい。</p>	<p>ご意見いただいた項目の並びは、「障害のある人」「外国人」「高齢者」「トランスジェンダー」と属性に関するものであり、「望まない妊娠により社会的危機に陥った方」を並列とするのは、構成上なじまないと考えます。 また、P14 に妊産婦への相談支援について記載していることから追記しません。</p>
45	<p><①相談支援>P15 高齢化が進んでいる状況において避けては通れない問題で支援が必要であるため、以下の項目を追加してほしい。</p>	<p>新規項目として、以下のとおり計画に追加します。 「④高齢者への配慮 高齢の困難な問題を抱える女性への</p>

	<p>「⑤高齢者への相談支援 DVが潜在しやすい傾向にあり、DV被害だけではなく、身体面、精神面の状況に応じて市町村などの関係機関と連携して対応に努めます。」</p>	<p>支援を行う場合においては、本人が被害に気付きにくいことや意思表示が困難な場合等にも配慮し、市町村の地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関との連携に努めながら、ニーズや心身の状況に応じた相談支援を行います。」 また、「トランスジェンダーの方への配慮」は④から⑤へ変更します。</p>
46	<p><③困難な問題を抱える女性のニーズに沿った一時保護>P16 下線部分を追加してほしい。 「高齢である、障害がある、<u>危機的妊娠</u>をしている、<u>何らかの事情で</u>」</p>	<p>以下のとおり修正します。 「<u>高齢である、障害がある、妊娠をしている、何らかの事情で</u>」</p>
47	<p><(7) 中長期的に寄り添い続ける支援>P17 シェルターという表現と民間シェルターという表現を使い分けているところ、民間団体が運営するシェルターと補足するのか、言葉の整理をお願いしたい。</p>	<p>「民間シェルター、ステップハウス等」を「<u>民間団体が運営する</u>シェルター、ステップハウス等」に修正します。</p>
48	<p><③DV被害者への支援>P18 「ステップハウス」という表現を「<u>民間の団体が運営する</u>ステップハウス」という表現に修正してほしい。</p>	<p>以下のとおり修正します。 「<u>民間団体が運営する</u>ステップハウス」</p>
49	<p><④住居の確保に向けた支援>P18 「民間会社が行う連帯保証代行サービスの保証料を支弁する・・・」について、記載内容を確認してほしい。 また、公営住宅の連帯保証人部分についても、記載内容を確認してほしい。</p>	<p>「民間会社が行う連帯保証代行サービスの保証料を支弁するなど、」を「民間会社が行う家賃債務保証の保証料を支弁するなど、」に、「優先入居や保証人免除などの優遇措置への協力を依頼します。」を「優先入居や、緊急連絡先の確保のみで保証人を免除するなどの優遇措置への協力を依頼します。」に修正します。</p>
50	<p><④住居の確保に向けた支援>P18 自立支援にとって、住居が必要不可欠であることから、迅速に入居できるように、保証の支弁や公営住宅等の優先入居、保証人免除などの優遇措置を推</p>	<p>しっかり取り組んでまいります。</p>

	進していただきたく思う。	
51	<p><⑤経済的自立に向けた支援>P18 「経済的な自立を目指す困難な問題を抱える・・・」について、「目指す」の部分を「目指すうえで」としてはどうか。</p>	ご指摘の点については、どのような自立を目指す困難な問題を抱える女性であるかを記載している部分であるため、修正しません。
52	<p><①関係機関との連携>P19 「関係機関が相互に情報を共有し、」について、「<u>関係機関が本人の承諾を得ながら相談共通シートを利用して相互に情報を共有し、</u>」の下線部分を追加してほしい。 現存の共通シートを見なおして相談者が何処に行っても誰の支援を受けても安心できる相談支援のためとたらい回しにならない為にも重要であるためである。</p>	ご意見のとおり修正します。
53	<p><②DV被害者に対する支援>P20 連携に、相談のたらい回しや門前払いを防ぐ具体的な方策を盛り込んでほしい。</p>	連携する際には、ご指摘の点についても考慮した上で、支援調整会議等において各関係機関の連携をより深めるとともに、相談者の負担を軽減するために、相談共通シートを利用して情報共有を行う（番号52<①関係機関との連携>に追記予定）など、取組みを進めてまいります。
54	<p><②DV被害者に対する支援>P20 「その他関係機関との連携を図っていきます。」について、「<u>その他関係機関とのネットワークの拡大と連携して体制の強化を進めていきます。</u>」として、下線部分を追加してほしい。 これまでも連携はできており、今後必要なのは一步進めて体制の強化であるため。</p>	<p>以下のとおり修正します。 「<u>その他関係機関との連携を図り、さらなるネットワークの拡大や支援体制の強化に努めます。</u>」</p>
55	<p><(2)民間団体との連携>P20 多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべき</p>	注意深く情報収集に努めてまいります。

	<p>でない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村は注意深く情報収集に努めることを望む。本法律のモデル事業(東京都若年被害女性支援)では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、第 211 国会参議院でも質疑が交わされ、厚生労働省が民間団体の適格性に関する通知を出している。このような混乱は支援対象者の為にならない。</p>	
56	<p>< (2) 民間団体との連携 > P20 下線部分を追加してほしい。 「性暴力や性被害、<u>望まない妊娠</u>」</p>	<p>以下のとおり修正します。 「性暴力や性被害、<u>予期せぬ妊娠</u>」</p>
57	<p>< (4) 苦情への適切な対応 > P20 苦情や意見を積極的に寄せてもらい、改善に役立ててほしい。</p>	<p>苦情や意見については、各対応機関で誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、職務執行の改善に反映するように努めてまいります。</p>
58	<p>< (4) 苦情への適切な対応 > P20 全体として、以下の文章にしてはどうか。(下線は追加部分) 「<u>困難な問題を抱える女性からの相談・支援対応などに対する苦情の申立てについては、各関係機関で誠実に受け止め、関係機関で対応して的確かつ迅速に対応し、職務執行の改善に反映するように努めます。</u> <u>また、その際には申立人に二次被害が生じることがないように努めます。</u> <u>各関係機関では、苦情申立者に処理結果や状況を説明するとともに、支援調整会議に報告をして、今後の支援充実に役立たせます。</u>」</p>	<p>以下のとおり修正します。 「<u>困難な問題を抱える女性からの相談・支援対応などに対する苦情の申立てについては、各対応機関で誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、職務執行の改善に反映するように努めます。また、その際には、申立人に二次被害が生じることがないように努めます。</u>」 支援調整会議において苦情処理結果の報告等を行うかどうかについては、今後の検討課題といたします。</p>
59	<p>< (1) 支援調整会議 > P21 以下の文章としてどうか。 「① 実務者会議 女性相談業務に直接関わっている相談機関の横断組織でもある「女性相談支援等連絡会議」を支援調整会議(実務者会議)に発展さ</p>	<p>以下のとおり追記します。 「なお、支援調整会議は、支援体制の地域における全体像や会議全体の評価等を行う代表者会議、定期的な情報交換や研究討議のほか支援対象者の実態把握などを行う実務者会議、個別ケー</p>

	<p>せ、民間団体にも参画頂き、困難な問題を抱える女性への支援における当面の諸問題について研究討議を行い相互の連携を深めて女性相談支援業務のより一層の充実と推進をはかる検討を行う機関とする。</p> <p>②代表者会議 関係機関、民間団体との代表者会議を開催して困難を抱える女性への支援体制の構築にむけた検討や課題や方向性を共有し、再度の問題を防ぐための処理機関とする。</p> <p>③個別ケース検討会議 一時保護、処理の難しい事案、専門的な、広域的な事案への対応などについて、関係機関や民間団体、市町村担当者と個別ケース会議を開催する。」</p>	<p>スについて詳細な支援方針を議論する個別ケース検討会議の3つに段階を分けて実施します。」</p>
60	<p><①人権教育の推進>P21 憲法の理念に沿った内容で進めてほしい。</p>	<p>今後とも基本的人権の尊重など、憲法の理念に基づいて人権教育の推進を行ってまいります。</p>
61	<p><①人権教育の推進>P21 子どもたちが通う学校（保・幼・小・中・高・支援学校）で被害者にも加害者にもならない人権教育としての予防教育を繰り返し学べる場を提供する体制を整えてもらいたいので、下線部分を追加、修正してほしい。 「性的搾取等の加害予防・防止等の意識啓発と教育に努めます。」</p>	<p>以下のとおり修正します。 「性的搾取等の加害予防・防止などに関する意識啓発と教育に努めます。」</p>
62	<p><①人権教育の推進>P21 下線部分を追加してほしい。 「性暴力被害、性暴力や性的搾取、望まない妊娠等の加害防止」</p>	<p>P21の「性に関する取組」において進めていくため、追記は行いません。</p>
63	<p><(4)人材育成・研修>P22 下線部分を追加してほしい。 「併せて、定期的な連絡会議を通じて、」</p>	<p>ご意見のとおりに修正します。</p>
64	<p><Ⅱ 数値目標>P22 実際に何人の自立に繋げるかなど、支援成果そのものについて目標を掲げて</p>	<p>困難な問題を抱える女性の自立支援において、自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個別性が高く、客</p>

	<p>はどうか。</p> <p>支援において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備、支援を使いやすくするための周知は重要だが、それらは支援の手段であってその達成のみが目的となることに違和感を覚える。</p> <p>五年という相応の長さを持つ計画なので、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目が逸れないよう、支援そのものを評価指標に入れてはどうか。</p>	<p>観的な評価指標を掲げることは困難であると考えています。</p> <p>数値目標の趣旨が明確になるように、以下のとおり追記します。</p> <p>「取り組みの効果が検証できるように7つの数値目標を設定します。」</p>
65	<p>< II 数値目標 > P23</p> <p>「4 支援調整会議におけるケース会議の年間開催数」について、ケース会議が令和4年度に0件であったことは驚いたが、支援調整会議が今後は行われることを期待する。</p>	<p>ケース会議は令和4年度にも行っていますが、支援調整会議は今回の法律成立に伴い新たに令和6年度からできるものであるため、0件となっています。</p>
66	<p>< II 数値目標 > P23</p> <p>「6 女性の生産年齢人口に対する常用雇用者の割合」について、女性が働き続けることのできる環境づくりの推進に賛成である。</p>	<p>今後とも女性が働き続けることのできる環境づくりを推進してまいります。</p>

※頂いた意見の総数は92件ですが、要旨が同じ意見をまとめているため、66件になっています。